

長期脱炭素電源オークション実務説明会

(制度適用期間前から発生する業務)

2025年3月
電力広域的運営推進機関

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問い合わせ連絡先

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

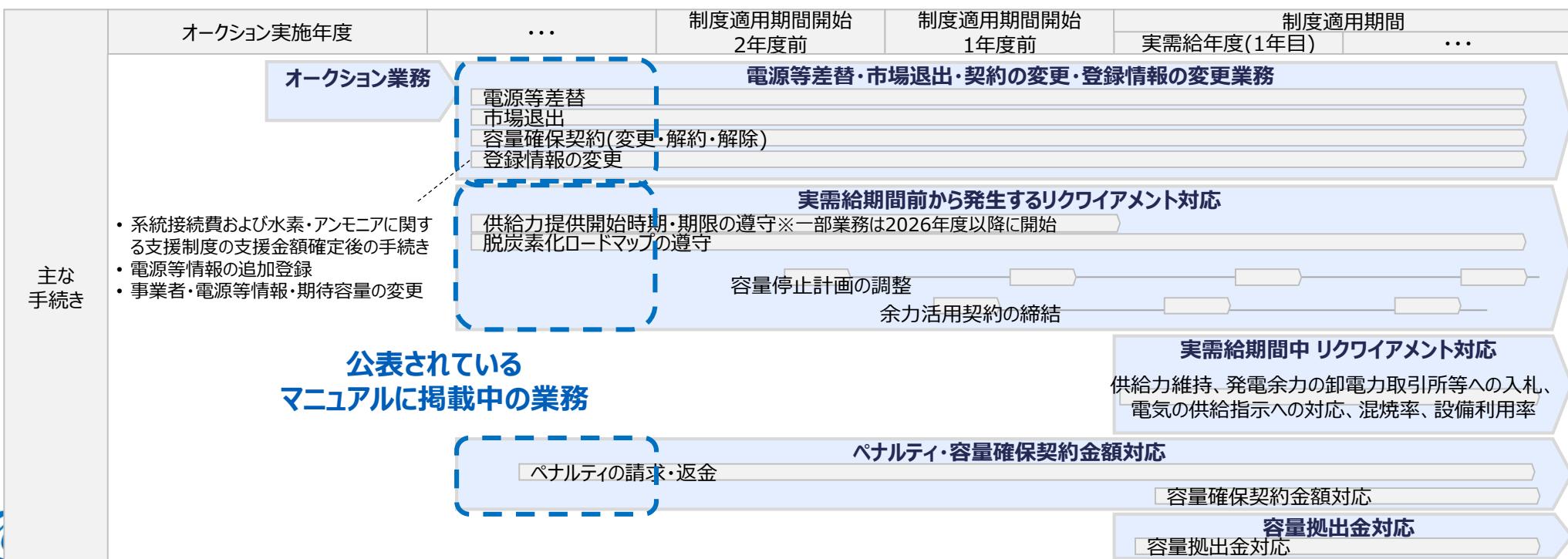
- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問い合わせ連絡先

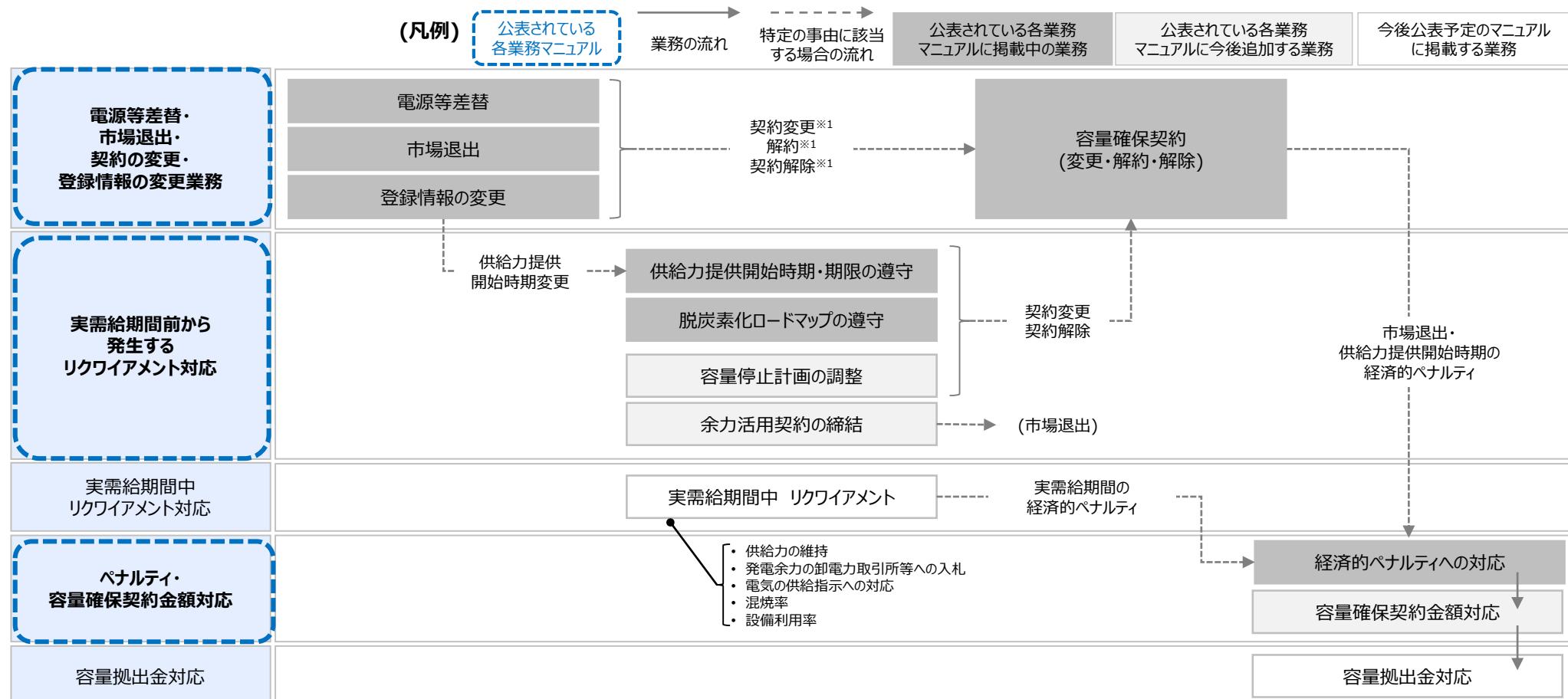
- 電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」）が運営する「長期脱炭素電源オークション（以下、「本オークション」）の全体スケジュールは以下のとおりです。
- 本オークション落札電源は、電源毎に実施タイミングは異なりますが、制度適用期間前から一部業務を実施することとなります。
- 「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務」、「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応」、「ペナルティ・容量確保契約金額対応」の業務マニュアル（以下、「本業務マニュアル」）を公表しており、制度適用期間前から実施することとなる一部業務について掲載しています。
- 本資料では、本業務マニュアルについて説明しています。

【長期脱炭素電源オークション全体スケジュール】



本業務マニュアルにおける構成と業務の関係性

- 本業務マニュアルは制度適用期間前から実施することとなる一連の業務を業務性質に応じて3編で構成しております。
- 各マニュアル内に記載の業務は前後で関係しているため、業務実施時には各業務の関係性を踏まえ、必要に応じて本業務マニュアルを相互に参照してください。



- 業務の実施にあたっては『1.1 本資料の説明内容② 本業務マニュアルにおける構成と業務の関係性』を踏まえて、各マニュアルに記載の章ごとの対象者を参照してください。

「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」マニュアルの記載業務

編	章	マニュアルで説明する手続き	マニュアル対象者	
電源等差替・ 市場退出・ 契約の変更・ 登録情報の変更 業務編	2章 電源等差替	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電源等差替 	<ul style="list-style-type: none"> ・差替掲示板への掲載手続き ・電源等差替に係る書類提出・審査手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・差替掲示板への掲載を希望する事業者 ・電源等差替を実施する事業者
	3章 市場退出	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者の退出表明に基づく市場退出 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場退出の書類提出・確認手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場退出を希望する事業者
	4章 登録情報の変更	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・系統接続費および制度支援金額※1の確定後の書類提出手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・系統接続費については新たに系統連系を希望する電源を保有する事業者、制度支援金額※1については本オークションとは別に水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度を利用している電源を保有する事業者
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電源等情報の追加登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加登録時の審査により「条件付き合格」となっている電源を保有する事業者
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者・電源等情報・期待容量の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者・電源等情報・期待容量の変更における情報・書類の提出手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録済みの事業者・電源等情報・期待容量の変更を希望する事業者
	5章 容量確保契約(変更・解約・解除)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 容量確保契約の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約変更における書類内容確認、記入・押印の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・容量確保契約に係る登録済み情報の変更や市場退出等に伴い、変更契約書の内容確認依頼を受領した事業者
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 容量確保契約の解約 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約解約における書類内容確認、記入・押印の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場退出等に伴い解約合意書の内容確認依頼を受領した事業者
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 容量確保契約の解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約解除における書類内容確認手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・解除事由に該当し、解除通知書の内容確認を受領した事業者

※1：水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額

1.1 本資料の説明内容③

業務マニュアル記載対象の業務(2/2)

- 業務の実施にあたっては『1.1 本資料の説明内容② 本業務マニュアルにおける構成と業務の関係性』を踏まえて、各マニュアルに記載の章ごとの対象者を参照してください。

「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」、「ペナルティ対応編」マニュアルの記載業務

編	章	マニュアルで説明する手続き	マニュアル対象者
実需給期間前から 発生する リクワイアメント 対応編	2章 供給力提供開始時期の遵守	▶ 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応	アセスメントの審査結果受領、異議申立に係る手続き 供給力提供開始時期の変更申請を行う事業者
	3章 脱炭素化ロードマップの遵守	▶ 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応	脱炭素化ロードマップ提出やアセスメント審査結果受領、異議申立に係る手続き 電源等情報の登録時に脱炭素化ロードマップを提出した事業者
ペナルティ・ 容量確保契約 金額対応編	2章 経済的ペナルティへの対応	▶ 請求への対応	請求情報の受領後の経済的ペナルティ金額支払に係る手続き ・市場退出やアセスメント結果に伴い経済的ペナルティが発生し、請求情報を受領した事業者
		▶ 支払不足への対応	請求額に対して入金額が不足していた場合の手続き ・経済的ペナルティの支払に関して支払額が不足しており督促連絡を受領した事業者

■ 本資料の目的は、以下になります。

本資料の目的

本業務マニュアル記載の業務について、容量提供事業者に業務の手順を理解いただき、円滑に業務を遂行いただくこと

本資料の説明対象業務

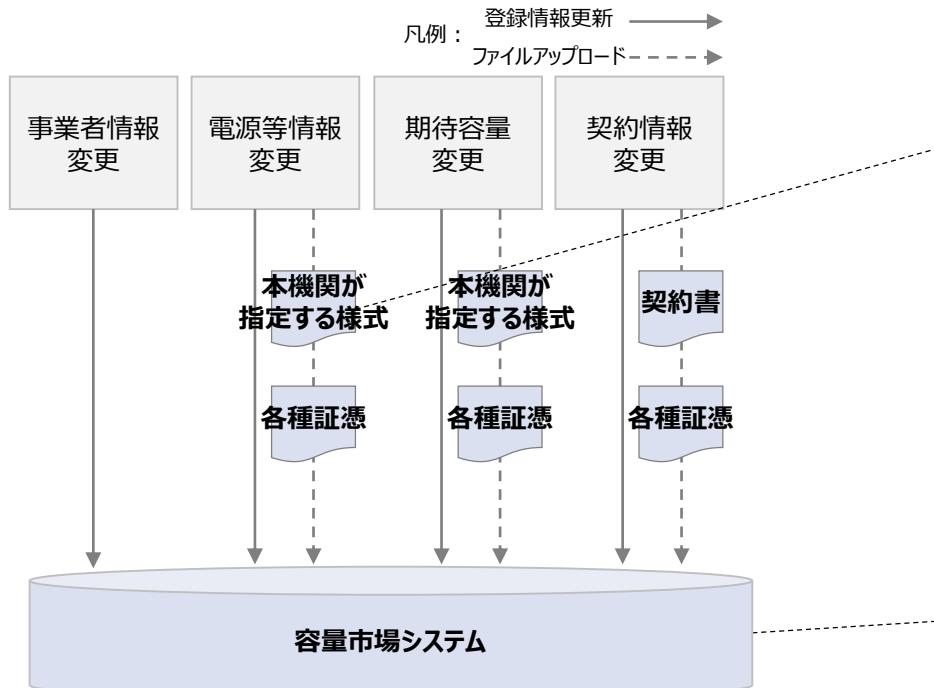
本業務マニュアルのうち、容量提供事業者による対応が必要となる可能性の高い業務や、容量提供事業者が業務遂行上において特に留意すべき事項のある業務

1.2 容量市場システムの利用について①

本オークションにおける容量市場システム利用の概要

- 本業務マニュアルに係る業務で一部容量市場システムを利用しますので、利用環境の準備をお願いします。
- 本業務マニュアルに係る業務の遂行にあたり、各種情報の登録や変更を行う場合は、本機関が指定する様式や証憑を容量市場システムにアップロードし、必要に応じて、容量市場システム画面上の情報も更新してください。
- 容量市場システムから発出される帳票等に一部読み替えが必要となるものがあるため、ご留意ください。

容量市場システム利用のイメージ



様式の一例（電源等情報登録様式(D1)）

入力箇所(電源等情報登録)		規格DX	対象電源種	安定電源	単位	参加登録申請者記入箇所
本様式の利用方法 :		1.本シートのH列に、参加登録する事業者および電源の情報を記入してください。セルの背景グレーとなっているものは入力不要の項目です。また黄色のセルについても、該当する入力対象がない場合は入力不要です。 2.本シートのF1に入力後、「事業計画書」・「電源等情報登録様式」シートの全項目が埋まっていることを確認してください。 3.本シートの入力が完了後、複数枚の「事業計画書」シートを印刷し、右上の記入欄に記入・押印のうえpdf形式で出力してください。 4.事業計画書のpdfが完了後、本様式(Excel)および事業計画書(Word)を、容量市場システムに添付資料としてアップロードしてください。				コンソーシアム登録
1	事業者による情報	事業者コード	コンソーシアム登録	登録先	-	コンソーシアムによる参加登録
2	事業者名	会員登録	登録先	-	-	ABC会社
3	住所	登録先	-	-	-	XXXエナジー株式会社 東京都千代田区1-1-1
4	法人登録番号	登録先	-	-	-	111111111111
5	法人の代表者	登録先	-	-	-	広報部
6	連絡先	登録先	-	-	-	03-1234-5678
7		登録先	-	-	-	○○コンソーシアム
8		登録先	-	-	-	ABC会社
9		登録先	-	-	-	■■■エナジー株式会社 東京都千代田区1-1-1
10		登録先	-	-	-	111111111111
11		登録先	-	-	-	広報部
12		登録先	-	-	-	03-1234-5678
13		登録先	-	-	-	●●●エナジー株式会社 東京都中央区1-1-1
14		登録先	-	-	-	111111111111
15		登録先	-	-	-	広報部
16		登録先	-	-	-	03-1234-5678
17		登録先	-	-	-	●●●エナジー株式会社 東京都中央区1-1-1
18		登録先	-	-	-	111111111111
19		登録先	-	-	-	広報部
20		登録先	-	-	-	03-1234-5678
21		登録先	-	-	-	●●●エナジー株式会社 東京都中央区1-1-1
22		登録先	-	-	-	111111111111
23		登録先	-	-	-	広報部
24		登録先	-	-	-	03-1234-5678

本機関が指定する様式に本オークションに必要な情報を記入のうえ容量市場システムにアップロードしてください

容量市場システム画面の一例

The screenshot shows the '電源等情報登録申請画面' (Power Source Information Registration Application Screen). It includes fields for:

- 電源等の名称: 電源A
- 受電地点特定登録番号: 1234567891234567891234
- 系統コード: 38999
- エリア名: 03_東京
- 同時最大需電力[kW]: 10000

容量市場システムの画面では、マニュアル記載の情報を入力してください

容量市場システムの画面に表示される項目や発行される帳票の一部に、内容の読み替えが必要となる箇所があるため、ご留意ください

- 本業務マニュアルでは、容量市場システムの基本操作も合わせて記載しておりますが、操作の詳細については容量市場システムマニュアルをご参照ください。

本業務マニュアル

- ・具体的な手続きや主要な容量市場システム操作方法等、契約締結後業務に必要な情報を記載しています。

容量市場システム マニュアル

- ・容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。

【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】

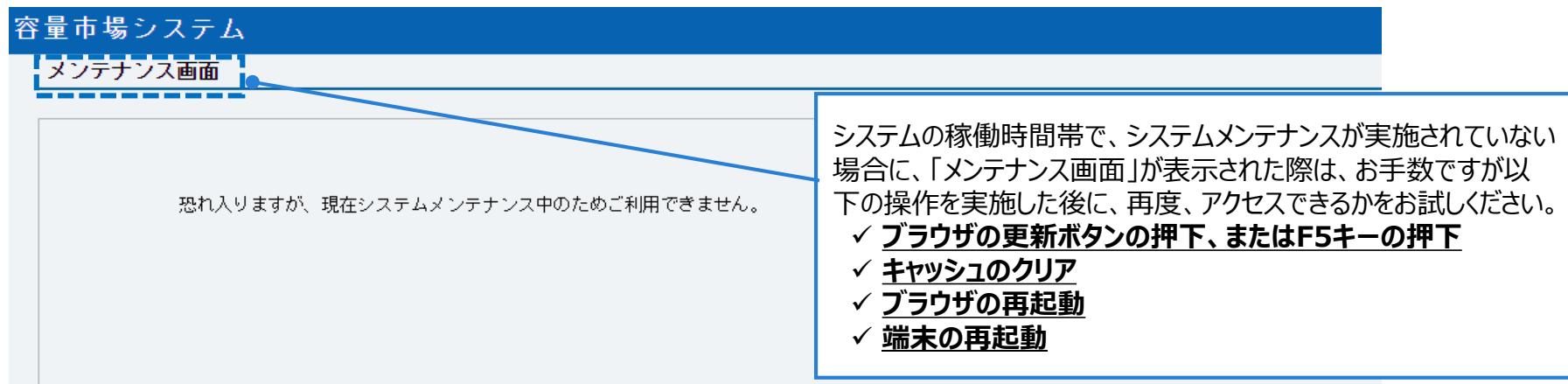
※容量市場システムの稼働時間は 平日9:00～18:00 となります。

(稼働時間を変更する場合には別途お知らせいたします。)

※容量市場システムのお知らせ一覧にも、各種情報が掲載されますので、ご利用ください。

※容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合の対処方法については、次ページを参照ください。

- 容量市場システムの稼働時間帯は**平日9:00～18:00**（メンテナンスを実施していない場合）となります。
- 以下の場合にメンテナンス画面が表示されます。
 - ✓ 稼働時間帯（平日9:00～18:00）以外の場合
 - ✓ システムメンテナンスを実施中の場合 ※システムメンテナンスを実施する場合は、原則事前にアナウンスいたします
- 上記以外の場合にメンテナンス画面が表示された際は、以下の方法を実施してから再度アクセスしてください。
 - ✓ ブラウザの更新ボタンの押下、またはF5キーの押下
 - ✓ キャッシュのクリア
 - ✓ ブラウザの再起動
 - ✓ 端末の再起動
- 上記を実施してもなおログイン画面が表示されない場合は、お手数ですが本機関の容量市場問合せ窓口までご連絡ください。



第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問い合わせ連絡先

- 「系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き」業務の対象事業者は、系統接続費については新たに系統連系を希望する電源を保有する事業者、水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額（以下、制度支援金額）については本オーケションとは別に水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度を利用している電源を保有する事業者となります。
- 容量提供事業者は、参加登録時に未確定であった系統接続費や制度支援金額が確定した場合、証憑の提出を行います。
- その後、本機関で確認し、必要に応じて契約単価の減額算定を行います。
- 本資料では、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『4.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き』業務のうち、4.1.1の内容を説明します。

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 系統接続費：新たに系統連系を希望する電源を保有する事業者 ➤ 制度支援金額：本オーケションとは別に水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度を利用している電源を保有する事業者 		
	業務開始条件 参加登録時に未確定であった系統接続費や制度支援金額が確定した場合※1		
業務全体像	事業者	<pre> graph TD START((START)) --> A[確定情報の提出] A --> B[確定情報の確認] B --> C["減額後の契約単価 情報の後続業務へ の連携"] C --> END((END)) </pre>	
	本機関		

※1：提出期限に間に合わないと判断した場合は、速やかに本機関に連絡してください。なお、合理的な理由がない場合、市場退出となる場合があります。

※2：減額後の契約単価の算出を行い、契約単価の変更が必要と判断した場合、本機関から変更契約書が電子メールにて送付されます。

変更契約書受領後の対応については、『5.1 容量確保契約の変更』を参照してください。

2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

業務手順 ①確定情報の提出 メールによる証憑提出

14

- 系統接続費および制度支援金額が確定次第、容量提供事業者は本機関に必要証憑を電子メールで提出してください。
- 各追加情報・書類は制度適用期間開始年度の前年度1月末までに提出してください。

系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の 支援金額確定情報の提出メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オーケション/事業者コード】 系統接続費および水素・アンモニアに関する支 援制度の支援金額の確定情報の提出
To	youryou_sys_training1@occto.or.jp
CC	-
記載項目	電力広域的運営推進機関 ご担当者様 系統接続費および水素・アンモニアに関する支 援制度の支援金額に係る金額情報が確定し たため、関連する証憑を提出いたします。 ■ 対象となる電源 <ul style="list-style-type: none">・ 事業者コード・ 事業者情報に登録している事業者名称お よび担当者名・ 容量を提供する電源等の区分・ 電源等識別番号・ 電源等の名称・ 応札年度
添付資料	右表に示す証憑

確定情報ごとの必要証憑と提出期限		
確定情報	必要証憑	提出期限
系統接続費	確定した系統接続費が 確認できる書類	制度適用期間開始年度の 前年度1月末
制度支援 金額	確定した水素・アンモニアの価格差に着 目した支援制度および拠点整備支援制 度の支援金額が確認できる書類	制度適用期間開始年度の 前年度1月末

【注意事項】

- ✓ 提出書類に不備があった場合、本機
 関から再提出の依頼が通知される
- ✓ 依頼を受けた容量提供事業者は、修
 正のうえ、再度提出すること

【注意事項】

- ✓ 提出期限までに証憑を必ず
 提出すること
- ✓ 期限によらず、情報が確定次
 第速やかに提出すること

2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務手順 ①確定情報の提出 システム情報登録 (1/2)

15

- 容量提供事業者は、電子メールにて必要証憑を提出した後、電子メールで提出したものと同一の証憑を容量市場システムの電源等情報変更申込画面よりアップロードしてください。
- 必要情報を入力・添付後、確認ボタンを押してください。完了画面に遷移すると、「仮申込」が完了となります。

電源等情報変更申込画面※1

The screenshot shows the 'Power Source Information Change Application' screen. At the top, there is a summary table with fields like 'System Code' (11121), 'Power Generation Type' (Renewable Energy), and 'Capacity [kW]' (10,000). Below this, the 'Submission Document (Addition)' section is highlighted with a blue box. It contains five 'File Selection' buttons, each with the message 'No file selected'. A callout box points to this area with the instruction: 'Please upload the submitted certificate(s) as a submission document type via email, and upload them here.' An additional note says: 'Please do not delete the already-submitted documents.' In the middle section, there is a table for 'Submitted Documents List' with one item: 'Use of Existing Assets Application Form1.pdf'. A callout box points to this table with the instruction: 'Enter "Additional Information · Submission of Certificates" in the "Reason for Change" field.' At the bottom, there is a 'Reason for Change' input field containing 'Change in power source name'. A callout box points to this field with the instruction: '3. After confirming the input content, click the "Confirm" button.' A blue arrow points from the 'Reason for Change' field to the 'Confirm' button at the bottom right.

※1：画面遷移：TOP > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務手順 ①確定情報の提出 システム情報登録 (2/2)

16

- 電源等情報変更画面から証憑を提出した段階では「仮申込」状態であるため、「電源等情報審査画面」より仮申込のステータスとなっている電源等情報を検索の上、「申込完了」としてください。

電源等情報審査画面※1

容量市場システム

ログイン日時: 2020/01/27 10:05
ユーザ名: 7A02_登録作業者_説明会用① ログアウト

電源等情報審査画面

TOP > 審査 > 電源等情報審査管理 > 電源等情報審査画面

受電地点特定番号: 半角数字で入力してください。
申込日: yyyy/mm/dd形式で入力してください。 ~

審査状況:

審査結果: 審査結果を絞り込みたい場合は、チェックしてください。（複数チェック可）
一時保存 仮申込 申込済 審査中 合格 不合格 取下げ

チェックを入れ、画面下の「申込完了」をクリックしてください。

仮申込みとなっている電源等情報を検索し、申込みを完了してください。

検索

審査申込状況一覧（安定電源）

1 - 1件 (全 1件) <<最初 | <前へ | 1 | 次へ> | 最後>>

選択	申込ID	電源等識別番号	実需給年度	事業者コード	参加登録申請者名	電源等の名称	受電
<input checked="" type="checkbox"/>	00000200		2024	7A02	事業者BBBB	安定電源A	22222

1 - 1件 (全 1件) <<最初 | <前へ | 1 | 次へ> | 最後>>

申込完了 CSV出力

The diagram illustrates the workflow. It starts with the 'System Information Registration' screen, which has a callout pointing to the 'Incomplete Submission' status of the power source information. This leads to the 'Power Source Information Audit' screen, where a callout points to the search function for incomplete submissions. On this screen, a blue box highlights the 'Incomplete Submission' status and the 'Search' button. Another callout from this screen points to the 'Incomplete Submission Status' section of the audit list. Finally, a callout from the audit list points to the 'Incomplete Submission Status' section of the detailed view, where the 'Incomplete Submission Completed' button is highlighted.

- 容量提供事業者による証憑の提出後、本機関にて契約単価の変更要否を確認します。
- 契約単価の変更が必要な場合は、本機関より変更契約書が送付されますので、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『5.1 容量確保契約の変更』の手続きを行ってください。契約単価の変更が不要な場合は、本機関より変更不要の連絡が通知されます。

確定情報	見積り額と確定額の比較結果	比較結果ごとの 契約単価変更要否	変更要否ごとの後続業務
系統接続費	確定額 < 見積り額 実際の系統接続費が、応札価格に織り込んだ系統接続費の見積り額よりも低い	必要	本機関から変更契約書が送付 ※以降の対応は、以下マニュアルを参照ください。 「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」 『5.1 容量確保契約の変更』
	確定額 ≥ 見積り額 確定額が見積り額と同値、もしくは確定額が見積り額よりも高い	不要	本機関から契約単価の変更が不要である旨、通知 (以降の対応は特段不要)
制度支援金額	確定額 > 見積り額 水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度および拠点整備支援制度の支援金額が支援予想金額よりも高い	必要	本機関から変更契約書が送付 ※以降の対応は、以下マニュアルを参照ください。 「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」 『5.1 容量確保契約の変更』
	確定額 ≤ 見積り額 確定額が見積り額と同値、もしくは確定額が見積り額よりも低い	不要	本機関から契約単価の変更が不要である旨、通知 (以降の対応は特段不要)

2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き

留意事項 ① 系統接続費および制度支援金額確定時の契約単価算定式

18

- 系統接続費および制度支援金額確定時は、以下の算定式のとおり、系統接続費および制度支援金額の見積時と確定時の差分をもとに減額後の契約単価が算出されます。

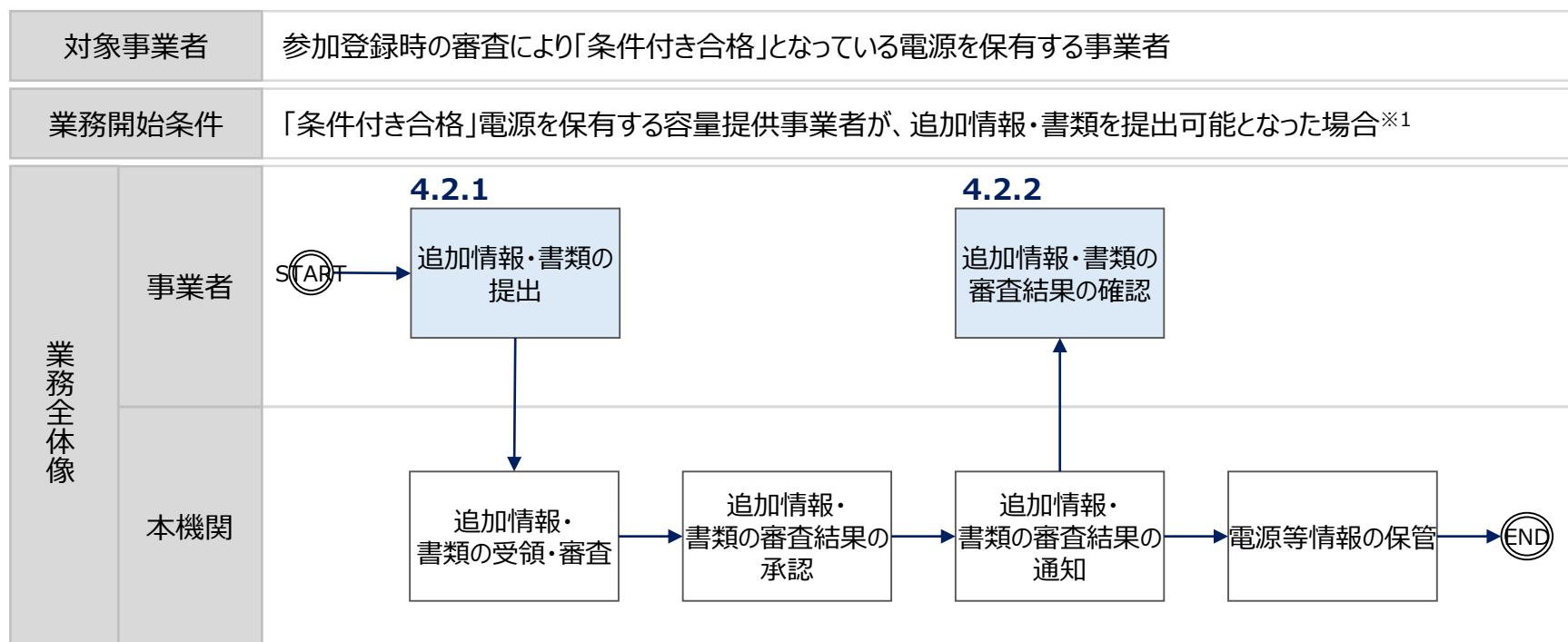
契約単価算定諸元	応札電源情報		費用内訳情報	
	電源等識別番号	0123456789	D 系統接続費 応札価格	77円/kW/年
	発電端設備容量	850,000kW	E 系統接続費(応札時)	1,295百万円
	所内電力容量(Trロス分含む)	5,000kW	F 系統接続費(確定時)	1,285百万円
	A 自家消費等※1に供する容量	10,000kW	G 建設費 応札価格	8,309円/kW/年
	B 送電端設備容量	835,000kW	H 建設費(応札時)	139,661百万円
	期待容量	830,450kW	I 補助金(応札時)	600百万円
	応札容量	830,450kW	J 補助金(確定時) ※2	700百万円
	制度適用期間	20年	K 契約単価	33,331円/kW/年
C 応札容量×制度適用期間	16,609,000kW			

減額後契約単価	L 設備全体の固定費	M 応札価格に参入する 固定費	N 応札価格	O 単価減額分	P 減額後の単価
	系統接続費	$L=F$ 1,285百万円	$M=L \times B / (A+B)$ 1,270百万円	$N=M/C$ 76円/kW/年	$P=K-(O+O')$ 33,324円/kW/年
建設費	$L'=(H-(I-J))$ 139,561百万円	$M'=L' \times B / (A+B)$ 137,909百万円	$N'=M'/C$ 8,303円/kW/年	$O'=G-N'$ 6円/kW/年	

※1：「自家消費」「自己託送」「特定供給」「特定送配電事業者の利用」「FIT/FIP適用」

※2：容量提供事業者から入手した確定情報(補助金 = 水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度および拠点整備支援制度の支援金額)

- 「電源等情報の追加登録」業務の対象事業者は、参加登録時の審査により「条件付き合格」となっている電源を保有する事業者となります。
- 参加登録時の審査により「条件付き合格」となっている電源を保有する容量提供事業者は、追加情報・書類を提出可能となった場合に、追加情報・書類を提出します。
- その後、本機関で追加情報・書類の審査および審査結果の通知を行います。
- 本資料では、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『4.2電源等情報の追加登録』のうち、4.2.1と4.2.2の内容を説明します。



※1：提出期限に間に合わないと判明した場合は、速やかに本機関に連絡してください。なお、合理的な理由がない場合、市場退出となる場合があります。

2.2 電源等情報の追加登録

業務手順 ①追加情報・書類の提出

20

- 「条件付き合格」電源を保有する容量提供事業者は、当該電源の追加情報・書類を提出可能となった段階で、容量市場システムの電源等情報変更申請画面から追加情報・書類を提出※1してください。
- 各追加情報・書類ごとの提出期限までに提出してください。

	追加情報・書類	提出対象者	提出方法	提出期限
1	電源等情報登録様式(D1)	全電源		制度適用期間 開始年度の 前年度1月末
2	発電調整供給契約に基づく受電地点明細表	系統接続するエリアが複数存在する電源		
3	常時系統エリアを確認できる書類			
4	自家消費に供出する設備容量の証憑書類	左記容量に該当がある電源		
5	自己託送に供出する設備容量の証憑書類			
6	特定供給に供出する設備容量の証憑書類			
7	特定送配電事業者に供出する設備容量の証憑書類			
8	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類 例) ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー	環境アセスメントが必要な電源	容量市場システム 「電源等情報変更申請画面」より 提出・追加登録 を実施※1	約定結果公表 から5か月
9	補助金の受領及びその額を証する書類	電源等情報の登録の時点で価格差に着目した支援制度および拠点整備支援制度の制度適用が決まっている電源		制度適用期間 開始年度の 前年度1月末
10	バイオマス発電設備に係る燃料調達計画	・国内の森林に係る木質バイオマスを使用する電源 ・輸入木質バイオマス以外のバイオマス燃料を使用する電源		

- 追加情報・書類の審査結果(合格)については、登録されたメールアドレスへ本機関より電子メールで送付されます。
- 審査結果が「合格」の場合、容量市場システムの電源等情報詳細画面から、審査結果が記載された電源等情報登録様式を確認してください。

電源等情報詳細画面^{※1}

No.	提出書類名
1	(例) yyyyymmdd_電源等情報登録・事業計画書 様式 安定電源(本機関審査済み)

電源等情報登録通知書 [電源等情報登録通知書.pdf](#)^{※2}

審査結果が記載された電源等情報登録様式(D1)
を確認してください。

- 追加情報・書類の審査結果(不合格)についても、登録されたメールアドレスへ本機関より電子メールで送付されます。
- 審査結果が「不合格」の場合は、電源等申込情報画面から、審査結果が記載された電源等情報登録様式(D1)を確認してください。不合格理由については、電源等情報登録様式の「備考（不合格理由等）」を確認してください。
- 不合格時の再提出方法は本資料『2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き 業務手順①確定情報の提出 システム情報登録』を確認してください。

電源等申込情報画面※1

1	電源等名1	55,000	2011/09		112222222222	2025/02
2	電源等名2	70,000	2012/11			
3	電源等名3	55,000	2005/11	経過措置対象	123456789012	2027/12
4	電源等名4	5,000	2012/11			

提出書類一覧

No.	提出書類名
1	提出ファイル1.pdf
2	提出ファイル2.pdf
3	提出ファイル3.pdf

審査結果が記載された電源等情報登録様式をダウンロードしてください。

電源等情報登録様式(D1)

電源等情報登録様式 (2023年度長期取扱電源オーバークション向け)		
情報分類	#	項目
基本情報	1	電源オーバークション区分
	2	電源等に供給する電源等の区分
制度適用開始年月	3	制度適用開始年月
	4	制度適用期間
事業者名 (コンソーシアムの場合は代表企業の事業者名)	5	事業者名 (コンソーシアムの場合は代表企業の事業者名)
	6	事業者コード
電源等の名称	7	電源等の名称
	8	電源等識別番号
電源等の登録番号	9	電源等登録番号
	10	系統コード
エリヤ名	11	エリヤ名
	12	号機単位の名称
号機単位の所有者	13	号機単位の所有者
	14	新設・改修・既設火力の改修の区分
発電方式の区分	15	発電方式の区分
	16	リニア系に係る抽足情報
燃焼炉	17	燃焼炉
	18	自家消費に供出する容量(ベース分)
設備容量(送電端)	19	設備容量(送電端)
	20	自己託送に供出する容量(変動分)
自己託送に供出する容量	21	自己託送に供出する容量
	22	特定契約に供出する容量
特定契約電事業者に供出する容量	23	特定契約に供出する容量
	24	特定契約に供出する容量
本オーバークションに参加可能な設備容量(送電端)	25	本オーバークションに参加可能な設備容量(送電端)
	26	供給料金開始時期
発電機の自家用電気工作物(余剰の該当有無)	27	自家用電気工作物(余剰の該当有無)
	28	発電機の自家用電気工作物(余剰の該当有無)
FIT/FIP認定ID	29	FIT/FIP認定ID
	30	特定契約の終了年月
相対契約上の契約変更締切期間	31	相対契約上の契約変更締切期間
	32	発電SGコード(1)
発電SGコード(2)	33	発電SGコード(2)
	34	発電SGコード(2)

電源等情報登録様式(D1)の「備考（不合格理由等）」を確認してください。

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

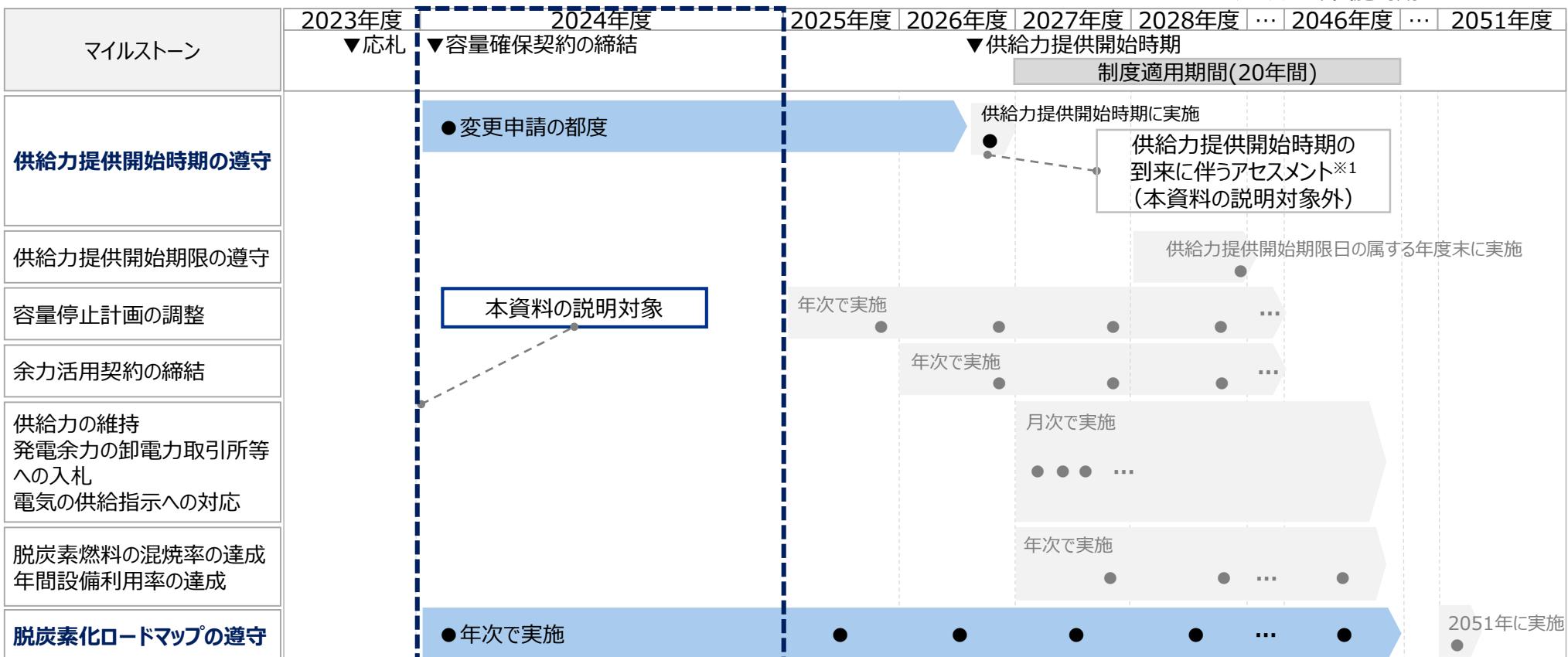
第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問い合わせ連絡先

- 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメントは、2024年度から実施する可能性のある「供給力提供開始時期の遵守」および「脱炭素化ロードマップの遵守」です。
- なお、「供給力提供開始時期の遵守」は、供給力提供開始時期の変更申請を行う場合にアセスメントを実施します。

<アセスメント実施時期のイメージ：2026年度に供給力提供開始する例>

■ : 本資料の対象リクワイアメント対応期間
 ● : アセスメント実施時期

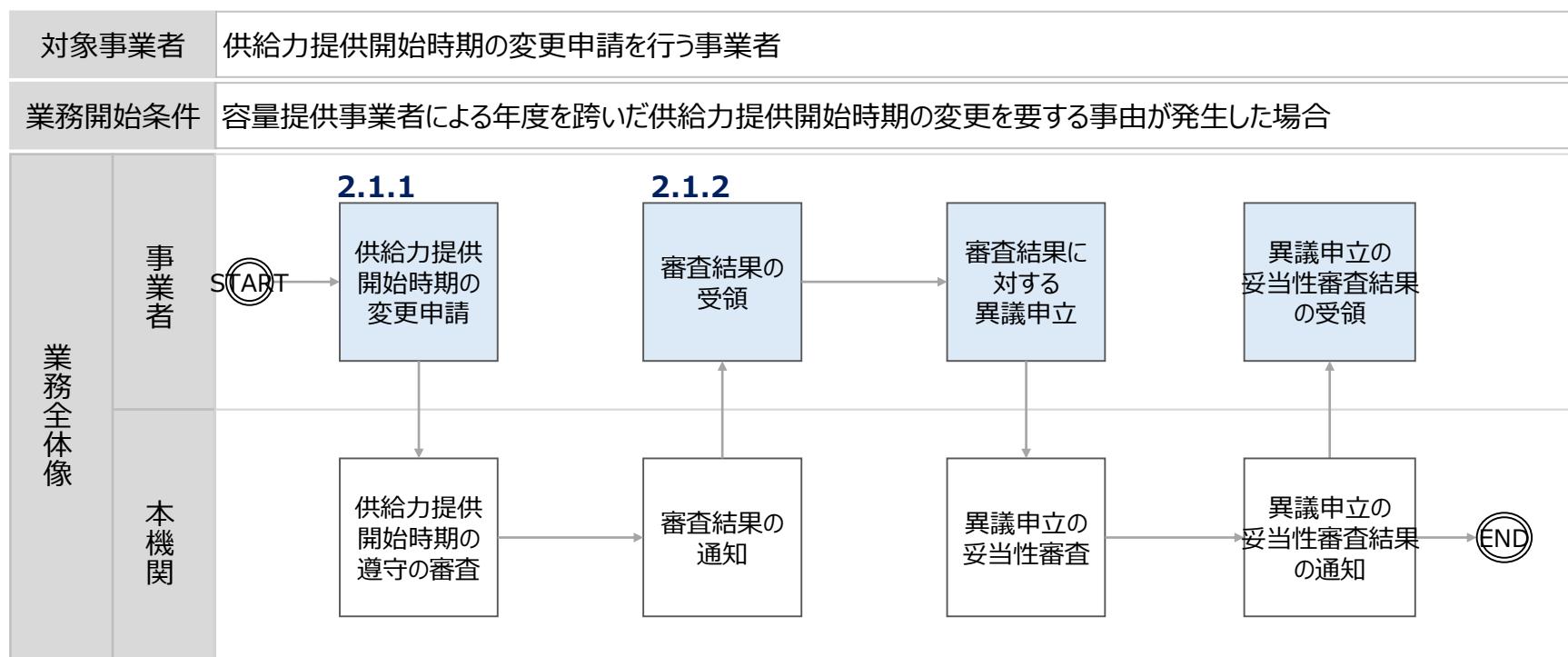


※1：供給力提供開始時期の到来に伴い、容量提供事業者が提出した供給力を提供開始したことの証憑の審査を行う
なお、当該審査は2024年度に実施しないため、本資料の説明対象外としている

3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 業務概要とマニュアル説明対象箇所

25

- 「供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応」業務における「供給力提供開始時期の変更申請に伴うアセスメント」の対象事業者は、年度を跨いだ供給力提供開始時期の変更申請を行う事業者となります。
- 容量提供事業者が実施した供給力提供開始時期の変更申請に基づき、本機関は供給曲線への影響有無を審査し、その結果を通知します。
- 容量提供事業者は、審査結果を確認し、異議がある場合には異議申し立てを行うことが可能です。
- 本資料では、「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」の『2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応』のうち、2.1.1と2.1.2の内容を説明します。



3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

業務手順 ①供給力提供開始時期の変更申請

26

- 容量提供開始事業者が、供給力提供開始時期を変更する必要が生じた場合は、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『4.3 事業者・電源等情報・期待容量の変更』を参照して、電源等情報に係る変更手続きにより、供給力提供開始時期の変更を行ってください。
- なお、メインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。

供給力提供開始時期の記載箇所

#	入力項目			入力欄
1	事業者に係る情報	参加登録する事業者の単位(单一事業者またはコンソーシアム)	–	XXX
		:		
74	電源に係る情報	詳細情報	特定供給に供出する容量	kW XXX
75			特定送配電事業者に供出する容量	kW XXX
76			本オークションの参加要件を満たさない発電容	kW XXX
77				XXX
78			本オーケンションに参加可能な設備容量(送電)	KW XXX
79			供給力提供開始時期	YYYY MM 202612
80			調整機能の有無	– XXX
81			発電用の自家用電気工作物(余剰の該当有)	– XXX
82			FIT/FIP認定ID	– XXX
83			特定契約の終了年月	YYYYMM XXX
84			相対契約上の契約変更締切時間	– XXX
			:	
204	バイオマス発電設備に係る燃料調達計画事業者への配慮	既存用途の既存事業者(2)	対応策	– XXX

供給力提供開始時期の変更手続き方法

- 年度を跨いで供給力提供開始時期を変更する場合は**、以下の本業務マニュアルに記載の手順に従い手続きを行う
- ただし、供給力提供開始時期の予定年度内の月度の変更は手続き不要



「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の
『4.3事業者・電源等情報・期待容量の変更』
電源等情報に係る変更の場合

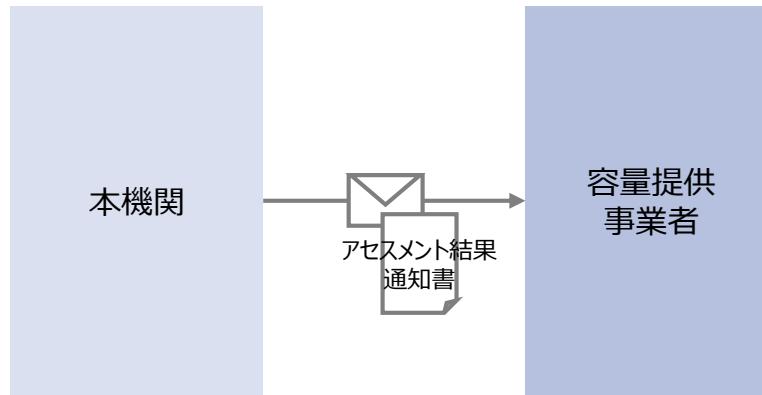


3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応 業務手順 ②審査結果の受領

27

- 供給力提供開始時期の変更申請に基づき、本機関でメインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響有無を審査し、本機関から容量提供事業者にアセスメント結果(合格または不合格)を電子メールで送付します。
- 電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください。

アセスメント結果の受領



アセスメント結果の確認

アセスメント結果通知書 レイアウト

アセスメント結果通知書 (供給力提供開始時期の遵守)			
登録No.	0001	通知日	2025/1/20
電力広域の運営推進機関 〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2 問い合わせ窓口 窓口責任者：容量市場リクライアント対応窓口 E-Mail : youryou_zvt_training1@occto.or.jp			
事業者コード AAAA 事業者名 AAAA株式会社			
■アセスメント結果			
不適合			
■アセスメント結果詳細			
供給曲線への 影響有無	変更申請日	2024/6/10	変更前
	供給力提供開始時期	2025/12/31	変更後
	変更区分	未記入	
	X年度	2027年度	影響有無
	メイン オークション	影響有無	影響なし
	X+1年度	2028年度	影響有無
	X+2年度	2029年度	影響有無
	X+3年度	2030年度	影響有無
	追加 オークション	X年度	影響有無
		影響なし	
■対象電源情報			
電源等識別番号	XXXX	エリア	北電源
X年度	2023年度	応札年度	2023年度
電源名	AAA電源		

記載項目

アセスメント結果（合格/不合格）

アセスメント結果詳細

- ・ 変更申請日
- ・ 運開年月（変更前・変更後）
- ・ オークション・対象実需給年度ごとの供給曲線への影響有無

対象電源情報

- ・ 電源等識別番号
- ・ エリア
- ・ 応札年度
- ・ 電源名

変更申請内容に基づくアセスメント結果を
事業者情報登録時に容量提供事業者が
容量市場システムに登録したメールアドレスに送付

3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

留意事項 ①供給曲線への影響の審査方法

28

- メインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響有無は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約 約款第15条1①(1)および(2)の記載に基づき審査します。

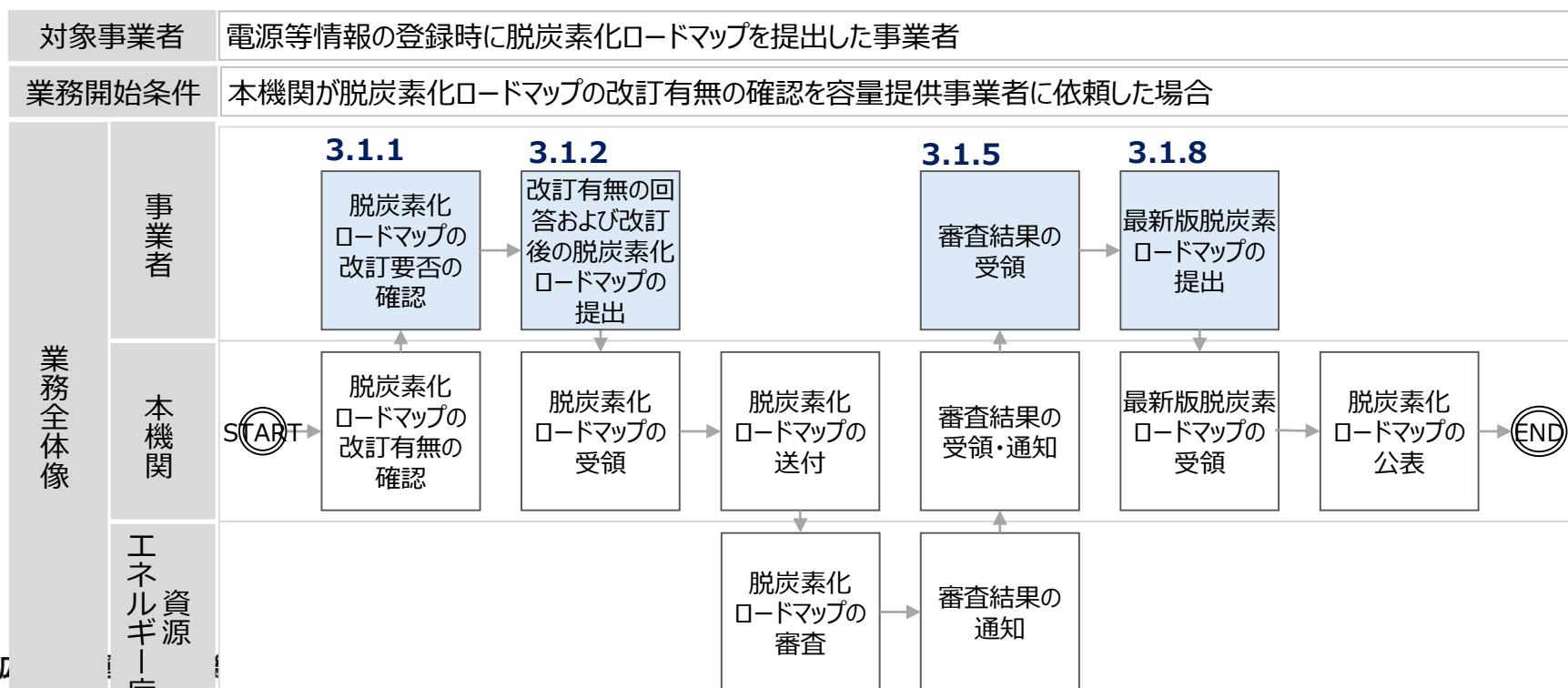
供給力提供開始時期の変更による供給曲線への影響

		供給力提供開始時期の変更							★ 供給力提供開始時期		
実需給年度		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度			
ケースA	供給曲線 メインオークション	2023年度策定	2024年度策定	2025年度策定	2026年度策定	2027年度策定	策定前	策定前	策定前		
	策定状況 追加オークション	2026年度策定	2027年度策定	策定前	策定前	策定前	策定前	策定前	策定前		
ケースB	制度適用 期間	変更前			★		制度適用期間				
	制度適用 期間	変更後					供給力の提供ができなくなった期間		★		
供給曲線への 影響							2030年度向け メインオークションの 供給曲線への影響		2031年度向け メインオークションの 供給曲線への影響		
ケースB	制度適用 期間	変更前	★				1	1	制度適用期間		
	制度適用 期間	変更後			供給力の提供ができなくなった期間	★			制度適用期間		
供給曲線への 影響				2028年度向け 追加オークションの 供給曲線への影響	2029年度向け メインオークションの 供給曲線への影響		メイノークションの 落札電源とみなす	<ul style="list-style-type: none"> 変更時点で供給曲線作成済の場合は、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度メインオークションの落札電源とみなす 2030年度4月1日から供給力提供開始する前提で、2030年度メインオークションの落札価格、リクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用 			
審査方法	1	約款第15条 1①(1)	<ul style="list-style-type: none"> 対象実需給年度のメインオークションの開催年度の4月1日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更したか 								
	2	約款第15条 1①(2)	<ul style="list-style-type: none"> 対象実需給年度の追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更したか 								

3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応 業務概要とマニュアル説明対象箇所

29

- 「脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応」業務の対象事業者は、電源等情報の登録時に脱炭素化ロードマップを提出した事業者となります。
- 本機関から脱炭素化ロードマップの改訂有無の確認依頼に関する電子メールを受け、容量提供事業者が改訂要否を判断し、改訂有無の回答と必要に応じて改訂後の脱炭素化ロードマップを提出します。
- その後、資源エネルギー庁による審査および本機関による審査結果の通知を受け、審査結果の確認と最新版脱炭素化ロードマップの提出を行います。
- 本資料では、「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」の『3.1脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応』のうち、3.1.1と3.1.2、3.1.5、3.1.8の内容を説明します。



3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

業務手順 ①脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認

30

- 本機関より送付された脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認に関する電子メールを受領後、改訂要否を判断し、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂してください。
- 脱炭素化ロードマップの改訂は、指定様式の注意事項に従い行ってください。
- 合理的な理由なく脱炭素化ロードマップの改訂を行わない場合、約款第33条第3項に示す契約の解除となる可能性があることにご留意ください。

脱炭素化ロードマップの指定様式

様式5

発電所 号機の脱炭素化ロードマップ

年度 (応札年度)	年 月 応札事業者名				
	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度	
<電源> 発電所 号機					
<燃料種> 燃料 (例:アンモニア、水素)					

注意事項

注) 以下の5つの項目は最低限記載すること。

- ・落札電源に係る建設工事の期間(環境アセスの期間を含む)
- ・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
- ・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オーケションでの落札の時期
- ・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報(調達先、回収方法等)についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。)
- ・前提条件

脱炭素化ロードマップの改訂するうえでの注意事項

注)以下の5つの項目は最低限記載すること。

1

落札電源に係る建設工事の期間(環境アセスの期間を含む)

2

各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期

3

脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オーケションでの落札の時期

4

使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報(調達先、回収方法等)についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。)

5

前提条件

3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応 業務手順 ②改訂有無的回答および改訂後の脱炭素化ロードマップの提出

31

- 脱炭素化ロードマップを改訂する場合、改訂後の脱炭素化ロードマップを添付のうえ、本機関に電子メールを送付してください。
- 脱炭素化ロードマップを改訂しない場合、脱炭素化ロードマップを改訂していない旨を本文に記載のうえ、本機関に電子メールを送付してください。

脱炭素化ロードマップの改訂有無に係る確認的回答メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】脱炭素化ロードマップの改訂有無的回答
To	youryou_rikuase_long@occto.or.jp
CC	－
記載項目	電力広域的運営推進機関 担当者様 <ul style="list-style-type: none">改訂後の脱炭素化ロードマップを提出します。本年度の脱炭素化ロードマップの改訂はありません。 <p>■対象となる電源</p> <ul style="list-style-type: none">事業者コード事業者情報に登録している事業者名称および担当者名容量を提供する電源等の区分電源等識別番号電源等の名称応札年度
添付資料	改訂後の脱炭素化ロードマップ(改訂がある場合)

脱炭素化ロードマップのファイル名に係る注意事項

✓ ファイル名は、以下の命名規則に従って設定すること

LOOOO_ABCD_XXX 発電所_D3_R1

_____ No.1 _____ No.2 _____ No.3 _____ No.4 No.5

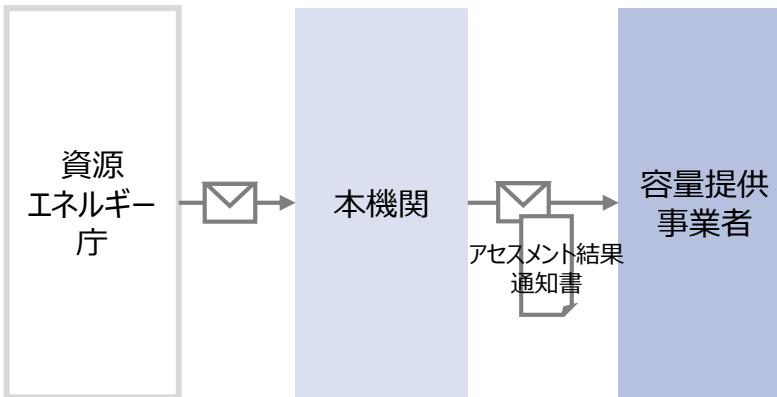
No.	内容	設定方法	備考
1	オークション実施年度	「L+本オークションの応札年度の西暦4桁」を設定	－
2	事業者コード	事業者コードを設定	－
3	電源等の名称	電源等の名称を設定	ファイル名が50文字を超える場合は短縮
4	ファイルコード	「D3」として設定	－
5	改訂回数	当該ファイルの改訂回数を設定	－

3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応 業務手順 ③審査結果の受領

32

- アセスメント結果(合格または不合格)は、本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。
- 電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください。

アセスメント結果の受領



アセスメント結果の確認

アセスメント結果通知書 レイアウト

アセスメント結果通知書 (脱炭素化ロードマップの遵守)	
通知No.	0001
通知日	2023/1/30
電力広域的運営推進機関 〒100-0067 東京都千代田区丸の内1-9-2 問い合わせ先 窗口 : 容量市場リクワイアメント対応窓口 E-Mail : youyou_sys_training1@occto.or.jp	
■アセスメント結果	
合格	
■対象電源情報	
電源等識別番号	9999999999
応札年度	2023年度
電源名	AAA電源

記載項目

アセスメント結果（合格/不合格）

対象電源情報

- 電源等識別番号
- エリア
- 応札年度
- 電源名

3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワiment対応 業務手順 ④最新版脱炭素化ロードマップの提出

33

- 脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメントに合格した容量提供事業者のうち、脱炭素化ロードマップを改訂している容量提供事業者は、最新版の脱炭素化ロードマップを容量市場システムにアップロードすることで、本機関に提出してください。
 - 脱炭素化ロードマップの提出においては、以下に示す脱炭素化ロードマップ提出時の主な注意事項をご確認ください。
 - 本機関へ提出された最新版の脱炭素化ロードマップは、後日、本機関HPに公表されます。

最新版脱炭素化コードマップの提出手順

2.1 統系接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後対応業務手順 ①確定情報の提出 システム情報登録（2/2）

■ 電源等情報変更画面から証憑を提出した段階では「仮申込」状態
込のステータスになっている電源等情報を検索上、「申込完了」として登録する

2.1 統系接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後対応業務手順 ①確定情報の提出 確認結果の受領

■ 容量提供事業者は、証憑の提出後、契約単価の変更を否否を本機関にて確認します。

■ 契約単価の変更が必要な場合は、本機関より変更契約書が送付されますので、「**5.1 容量確保契約の変更の手続を行ってください**」、契約単価の変更が不要な場合は、本機関より変更不要連絡が通知されます。

契約単価の変更を否否の判断

変更を否の連絡

詳細手順については、以下をご参照ください

本資料『2.1系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度支援金額確定後手続き 業務手順①確定情報の提出 システム情報登録』

※画面遷移：TOP

※画面遷移：TOP

脱炭素化ロードマップ提出時の主な注意事項※

- ・「最新版の脱炭素化ロードマップ」とは、以下に該当するものを指す。
 - ✓ 改訂後の脱炭素化ロードマップ(資源エネルギー庁から修正依頼がないもの)
 - ✓ 修正後の脱炭素化ロードマップ(資源エネルギー庁の依頼を受けて修正したもの)
 - ・既に容量市場システムに提出済みのファイルの削除は不要
 - ・変更理由は特段の事情がない限り、「脱炭素化ロードマップの改訂のため」と記載
 - ・仮申請と申請完了の2段階の手続きが必要

*1：詳細は「実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編」に『3.1脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応』のうち『3.1.8最新版脱炭素化ロードマップの提出』を参照すること

※2：本機関HP 容量市場 運営関連「脱炭素化ロードマップ」から一部抜粋

最新版脱炭素化ロードマップの公表※2

脱炭素化ロードマップ

長期脱炭素電源オーケーションでは、一部の火力電源が応札しようとする場合には、2050 年までの脱炭素化の道筋を記載した「脱炭素化ロードマップ」を作成し、応札前の参加登録において広域機関に提出する必要があります。また、落札電源の脱炭素化ロードマップと約定結果の公表から 3 ヶ月後を目処に、公表することとしています。長期脱炭素電源オーケーションで落札した電源の脱炭素化ロードマップは、以下の通りです。

► 序札年度:2023

*「約定結果No.」は容量市場・長期脱炭素電源オークション約定結果のNoを記載しています。

事業者名	電源名	約定結果No.*	脱炭素化ロードマップ	最終更新日
北海道電力株式会社	古東原真発電所	2023脱炭素電源3	■	2024年7月22日
株式会社コベルコパワー神戸	神戸発電所1号機	2023脱炭素電源11	■	2024年7月22日
株式会社コベルコパワー神戸	神戸発電所2号機	2023脱炭素電源12	■	2024年7月22日
CEFHI株式会社	三池発電所	2023脱炭素電源32	■	2024年7月22日
株式会社J E R A	碧南火力発電所4号機	2023脱炭素電源41	■	2024年7月22日
株式会社J E R A	碧南火力発電所5号機	2023脱炭素電源42	■	2024年7月22日
北海道電力株式会社	石狩湾新港発電所	2023LNG導焼火力1	■	2024年7月22日
東北電力株式会社	東新潟火力発電所第6号機	2023LNG導焼火力2	■	2024年7月22日
関西電力株式会社	南港発電所1号機	2023LNG導焼火力3	■	2024年7月22日
関西電力株式会社	南港発電所2号機	2023LNG導焼火力4	■	2024年7月22日
関西電力株式会社	南港発電所3号機	2023LNG導焼火力5	■	2024年7月22日
中国電力株式会社	柳井発電所新2号機	2023LNG導焼火力6	■	2024年7月22日
東京瓦斯株式会社	千葉袖ヶ浦 パワーステーション	2023LNG導焼火力7	■	2024年7月22日
大阪瓦斯株式会社	姫路天然ガス発電所3号機	2023LNG導焼火力8	■	2024年7月22日
株式会社J E R A	知多火力発電所7号機	2023LNG導焼火力9	■	2024年7月22日
株式会社J E R A	知多火力発電所8号機	2023LNG導焼火力10	■	2024年7月22日

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 登録情報の変更

- 2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

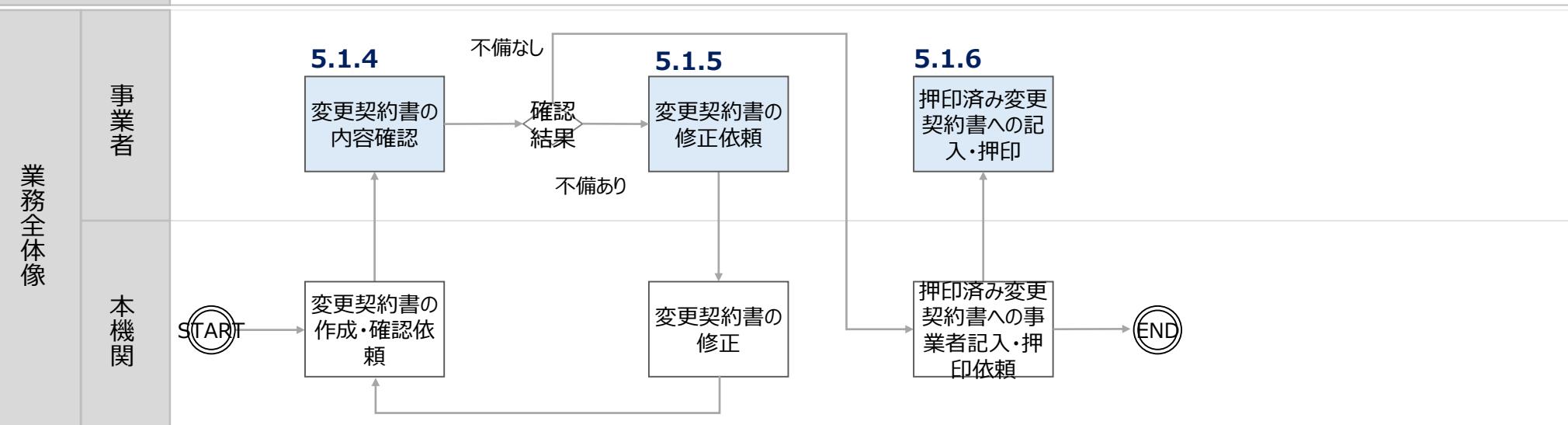
- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問い合わせ連絡先

- 「容量確保契約の変更」業務の対象事業者は、容量確保契約に係る登録済み情報の変更や市場退出等に伴い、容量確保契約の変更が必要になる事業者です。
- 当該業務では、本機関が容量提供事業者の変更申請や市場退出に基づく変更事由を確認のうえ変更契約書を作成し、容量提供事業者へ送付します。
- 容量提供事業者は内容を確認し、不備がなければ、両者押印による変更契約の締結を行います。
- 本資料では、「電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編」の『5.1容量確保契約(変更・解約・解除)』のうち、5.1.4と5.1.6の内容を説明します。

対象事業者	容量確保契約に係る登録済み情報の変更や市場退出などを実施したことに伴い、変更契約書の内容確認依頼を受領した事業者
業務開始条件	容量提供事業者の登録済み情報の変更や、市場退出の表明などに伴い、本機関が容量確保契約の変更が必要※1とした場合



※1：変更事由の一覧は本資料『5.1 容量確保契約の変更 (参考)容量確保契約の変更事由一覧』を参照

4.1 容量確保契約の変更 (参考) 容量確保契約の変更事由一覧

- 契約の変更は、容量確保契約に係る以下の変更事由に基づき、本機関が実施します。

No.	容量確保契約 約款該当箇所	容量確保契約の変更事由
1	第31条1項①	【市場退出】 契約電源が約款第11条に示す市場退出をした場合
2	第31条1項②	【電源等差替】 約款第10条に示す電源等差替を実施した場合
3	第31条1項③	【供給力提供開始時期の変更】 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合
4	第31条1項④	【供給力提供開始期限のペナルティ】※1 約款第13条に基づく「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行により、約款第15条に基づき短縮された約款第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が、終了した場合
5	第31条1項⑤	【系統接続費の確定】 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合
6	第31条1項⑥	【水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定】 契約電源に係る水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度_拠点備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合
7	第31条1項⑦	【新設・リプレースに係る追加投資】※1 制度適用期間中の新設・リプレースに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合
8	第31条1項⑧	【改修に係る追加投資】※1 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合
9	第31条1項⑨	【権利義務および契約上の地位の譲渡】 約款第32条に基づく権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合
10	第31条1項⑩	【その他】 その他、本機関が変更を必要と判断した場合

- 容量提供事業者の登録済み情報の変更や、市場退出等などに伴い本機関が容量確保契約の変更が必要と判断した場合、変更契約書を作成し内容確認依頼をメールで連絡します。
- 電子メールを受領後、容量市場システムの期待容量情報詳細画面にて変更契約書を確認してください。修正が必要な場合は電子メールにて修正箇所を連絡してください。

容量市場システム(期待容量情報詳細画面)※1

容量市場システム

期待容量情報詳細画面

ログイン日時：2019/08/28 16:29 ユーザ名：管理者一 ログアウト

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面

期待容量番号	2022000001
事業者コード	A001
参加登録申請者名	参加登録申請者名
電源等識別番号	0000000004
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	電源等の名称 ア
実需給年度	2019
設備容量[kW]	15,000,000
同時最大受電力[kW]	50,000,000
エリア名	北海道
期待容量[kW]	10,000,000

添付ファイル一覧

No.	添付ファイル
1	A001_変更契約書（本紙）_1_2024XXXX_23年度応札.pdf
2	0000000004_変更契約書（別紙）_1_2024XXXX_23年度応札.pdf
3	A001_変更契約書（補足情報）_1_2024XXXX_23年度応札.pdf

期待容量情報詳細画面に遷移し、添付ファイル一覧に添付されている変更契約書をダウンロードし確認してください。

対象ファイルの名称

➤ **変更契約書(本紙)ファイル名：**

事業者コード_変更契約書(本紙)_変更回数_契約変更日_応札年度

➤ **変更契約書(別紙)ファイル名**

電源等識別番号_変更契約書(別紙)_変更回数_契約変更日_応札年度

➤ **変更契約書（補足情報）ファイル名：**

事業者コード_変更契約書(補足情報)_変更回数_契約変更日_応札年度

【注意事項】

- ✓ 変更契約書は期待容量情報詳細画面からダウンロードしファイルを確認いただけます（詳細な操作方法は本業務をマニュアル参照）
- ✓ 対象事業者が同一応札年度に複数の契約電源を保有する場合、容量提供事業者に係るファイルの授受は、電源によらず、同一応札年度内で「電源等識別番号」が最小の電源の「期待容量情報詳細画面」の1画面上で行います

※1：画面遷移：TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面

4.1 容量確保契約の変更

業務手順 ①変更契約書の確認 -確認対象詳細:本紙-

38

- 変更契約書(本紙)には容量提供事業者に係る契約情報が記載されています。
- 変更契約書(本紙)に係る確認観点をもとに内容を確認してください。

変更契約書(本紙)イメージ

変更契約書											
下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オーケション募集要綱（応札年度20XX年度）および容量確保契約書（以下「原契約」という。）を変更することに關し、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。 なお、本契約書に定めない事項については、約款によるものとする。											
記											
1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び応札年度は、以下のとおりであることを確認する。 <table border="1"><tr><td>容量提供事業者</td><td>Sample(111111111111)</td></tr><tr><td>応札年度</td><td>20XX年度</td></tr><tr><td>契約期間</td><td>約款に記載のとおり</td></tr></table>			容量提供事業者	Sample(111111111111)	応札年度	20XX年度	契約期間	約款に記載のとおり			
容量提供事業者	Sample(111111111111)										
応札年度	20XX年度										
契約期間	約款に記載のとおり										
2. 甲及び乙は、以下の日付をもって原契約を変更する。 <table border="1"><tr><td>変更契約締結日</td><td>20XX/XX/XX</td></tr></table>			変更契約締結日	20XX/XX/XX							
変更契約締結日	20XX/XX/XX										
3. 甲及び乙は、以下の理由により原契約（容量確保契約書（本紙/別紙））を変更することに合意する。 <table border="1"><tr><td>変更理由</td><td>（例）市場退出に伴い容量確保契約容量が変更されるため</td></tr></table>			変更理由	（例）市場退出に伴い容量確保契約容量が変更されるため							
変更理由	（例）市場退出に伴い容量確保契約容量が変更されるため										
4. 甲及び乙は、原契約（容量確保契約書（本紙））の変更前後情報を以下のとおりとすることに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されている別紙とあります。 <table border="1"><thead><tr><th>要素</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>容量提供事業者名 (事業者コード)</td><td>Sample (111111111111)</td><td>Sample (111111111111)</td></tr><tr><td>容量確保契約容量(kW) 容量確保契約額[円]</td><td>(例)200,000 xxx,xxx,xxx</td><td>(例)150,000 xxx,xxx,xxx</td></tr></tbody></table>			要素	変更前	変更後	容量提供事業者名 (事業者コード)	Sample (111111111111)	Sample (111111111111)	容量確保契約容量(kW) 容量確保契約額[円]	(例)200,000 xxx,xxx,xxx	(例)150,000 xxx,xxx,xxx
要素	変更前	変更後									
容量提供事業者名 (事業者コード)	Sample (111111111111)	Sample (111111111111)									
容量確保契約容量(kW) 容量確保契約額[円]	(例)200,000 xxx,xxx,xxx	(例)150,000 xxx,xxx,xxx									
5. 甲及び乙は、変更契約に伴い発生する経済的ペナルティの金額は以下のとおりであることを確認する。甲は、本変更契約書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。 <table border="1"><tr><td>経済的ペナルティ[円]</td><td>xxx,xxx,xxx</td></tr><tr><td>ペナルティ振込先</td><td>Xxx</td></tr></table>			経済的ペナルティ[円]	xxx,xxx,xxx	ペナルティ振込先	Xxx					
経済的ペナルティ[円]	xxx,xxx,xxx										
ペナルティ振込先	Xxx										
6. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、容量確保契約書第15条第2項各号に該当する場合、当該各号に記載する金額を甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金の方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。											
7. 第6項及び第7項の規定は、甲が市場退出または供給力提供開始時期の変更に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。											
以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。											
xxxx年 xx月 xx日											
甲:											
乙: 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 理事長 大山 力											

変更事由・変更項目ごとの変更契約書(本紙)確認観点※1

変更事由	変更項目	確認観点
市場退出	・容量確保契約容量 [kW] ・容量確保契約金額 [円]	・全ての変更契約書(別紙)に係る容量確保契約容量、容量確保契約金額の総計として正しく変更されているか
電源等差替	・容量確保契約金額 [円]	・全ての変更契約書(別紙)に係る容量確保契約金額の総計として正しく変更されているか
供給力提供開始時期の変更	・経済的ペナルティ金額 [円]	・経済的ペナルティが科されている場合に、経済的ペナルティ金額が正しく記載されているか
系統接続費の確定	・容量確保契約金額 [円]	・全ての変更契約書(別紙)に係る容量確保契約金額の総計として正しく変更されているか
水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定		
権利義務および契約上の地位の譲渡	・容量提供事業者名 (事業者コード)	・容量提供事業者名が変更内容に基づき正しく変更されているか

※1: 容量確保契約約款第31条1項④「供給力提供開始期限のペナルティ」、第31条1項⑦「新設・リプレースに係る追加投資」、第31条1項⑧「改修に係る追加投資」は2024年度において実施される可能性がないため記載の対象外

4.1 容量確保契約の変更

業務手順 ①変更契約書の確認 -確認対象詳細:別紙-

39

- 変更契約書(別紙)には電源ごとの契約情報が記載されています。
- 変更契約書(別紙)に係る確認観点をもとに内容を確認してください。

変更契約書(別紙)イメージ

契約情報	変更前	変更後
契約種別区分	容量確保契約	容量確保契約
対象オーディション区分	長期脱炭素電源オーディション	長期脱炭素電源オーディション
変札年度	2023年度	2023年度
制度適用開始年度	2028年度	2028年度
制度適用終了年度	2047年度	2047年度
制度適用年数	20年	20年
供給力提供開始時期	2027年度	2028年度
供給力提供開始時期	2028年度	2028年度
賃貸契約開始年度	-	-
賃貸契約終了年度	-	-
通知終了日	-	-
事業者コード	2BJM	2BJM
参加登録申請者名	BBB電力	BBB電力
契約電源等情報		
電源等識別番号	B0000001	B0000001
電源等の名称	B-1電源	B-1電源
容量を提供する電源等の区分	安定電源	安定電源
電源種別	蓄電池	蓄電池
発電方式	なし	なし
新設・リプレース・既設火力の改修の区分	新設	新設
エリア名	北海道	北海道
賃貸容量[kW]	-	-
マイオーディションの約定単価が適用される年度 ^{※1}	-	2028年度
マイオーディションのクリアーメント・アセメントが課される年度	-	2028年度
容量確保契約会額の算定期	-	-
容量確保契約会額(円/年)	-	-
(=①×④×物価補正率-(③+④))	-	-
約定情報		
①契約単価(約定単価-約定単価からの減額要素)[円/kW/年] ^{※1}	99,926	99,926
約定単価[円/kW/年]	100,000	100,000
約定単価からの減額要素(①+②)[円/kW/年]	74	74
②(元単価に含まれた見積り額を下回った分の系統接続費契約単価の減額分)[円/kW/年]	71	71
③(元単価に含まれた水素・アンモニアに係るサブリチューン支援制度・高水準酸ガス削減制度の支拂予想額を超過した分の支拂額の契約単価の減額分)[円/kW/年]	3	3
④契約容量[kW] ^{※1}	100,000	100,000
物価補正		
物価補正率[%] ^{※2}	-	-
減額(年度ごと)		
ペナルティ要素等に基づく減額[円/年]	-	-
⑤新規・不規電源のペナルティ要素に基づく減額[円/年] ^{※3}	-	-
⑥その他ペナルティ要素に基づく減額[円/年]	-	-

変更事由・変更項目ごとの変更契約書(別紙)確認観点※1

変更事由	変更項目	確認観点
電源等差替	<ul style="list-style-type: none"> 差替開始年度/終了年度 差替容量 [kW] メインオーディションの約定単価が適用される年度 メインオーディションのリク・アセが課される年度 	<ul style="list-style-type: none"> 差替契約書の内容を踏まえて該当項目が正しく変更されているか
市場退出	<ul style="list-style-type: none"> ②契約容量 [kW] 	<ul style="list-style-type: none"> 退出容量を踏まえて該当項目が正しく変更されているか
供給力提供開始時期の変更	<ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期 制度適用期間開始年度 制度適用期間終了年度 	<ul style="list-style-type: none"> 供給力提供開始時期の変更を踏まえて該当項目が正しく変更されているか
系統接続費の確定	<ul style="list-style-type: none"> ①契約単価 約定単価からの減額要素 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の確定に伴い算定された契約単価の減額分、および契約単価に係る該当項目が正しく変更されているか
水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額の確定		
権利義務および契約上の地位の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者名 事業者コード 	<ul style="list-style-type: none"> 権利義務および契約上の地位の譲渡に伴い該当項目が正しく変更されているか

※1：容量確保契約約款第31条1項④「供給力提供開始期限のペナルティ」、第31条1項⑦「新設・リプレースに係る追加投資」、第31条1項⑧「改修に係る追加投資」は2024年度において実施される可能性がないため記載の対象外

- 変更契約書(補足情報)には経済的ペナルティの算定根拠が記載されています。(変更事由に伴い経済的ペナルティが科される場合のみ作成)
- 補足情報に係る確認観点をもとに内容を確認してください。

変更契約書(補足情報)イメージ

変更契約書（補足情報）											
以下では、乙が甲に請求する経済的ペナルティ金額の補足情報として、金額算定根拠を記載する。											
<市場退出の場合>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>応札年度</th><th>20XX年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場退出年度</td><td>20XX年度</td></tr> <tr> <td>物価補正</td><td> ①応札前年度CPI年平均値 ②市場退出前年度CPI年平均値 ③物価補正項（②-①） ④物価補正前契約単価[円/kW/年] ⑤物価補正後契約単価[円/kW/年]（④×③） ⑥退出容量[kW] ⑦経済的ペナルティ[円]（⑤×⑥） </td><td> 101.4 107.1 1.06 1,000 1,056 100,000 10,560,000 </td> </tr> </tbody> </table>				応札年度	20XX年度	市場退出年度	20XX年度	物価補正	①応札前年度CPI年平均値 ②市場退出前年度CPI年平均値 ③物価補正項（②-①） ④物価補正前契約単価[円/kW/年] ⑤物価補正後契約単価[円/kW/年]（④×③） ⑥退出容量[kW] ⑦経済的ペナルティ[円]（⑤×⑥）	101.4 107.1 1.06 1,000 1,056 100,000 10,560,000	
応札年度	20XX年度										
市場退出年度	20XX年度										
物価補正	①応札前年度CPI年平均値 ②市場退出前年度CPI年平均値 ③物価補正項（②-①） ④物価補正前契約単価[円/kW/年] ⑤物価補正後契約単価[円/kW/年]（④×③） ⑥退出容量[kW] ⑦経済的ペナルティ[円]（⑤×⑥）	101.4 107.1 1.06 1,000 1,056 100,000 10,560,000									
<供給力提供開始時期の遵守>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>オーケーション種別・対象実需給年度¹⁾</th><th>メインオークション約定単価[円/kW]²⁾ (①)</th><th>差替を除く契約容量[kW] (②)</th><th>経済的ペナルティ金額[円]³⁾ (メインオークションの場合：①×②×5%) (追加オークションの場合：①×②×10%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインオークション</td><td>20XX年度 20XX年度 20XX年度 追加オークション</td><td>9,999 9,999 9,999 9,999</td><td>9,999,999 9,999,999 9,999,999 9,999,999 計 99,999,999(③+④+⑤+⑥)</td></tr> </tbody> </table>				オーケーション種別・対象実需給年度 ¹⁾	メインオークション約定単価[円/kW] ²⁾ (①)	差替を除く契約容量[kW] (②)	経済的ペナルティ金額[円] ³⁾ (メインオークションの場合：①×②×5%) (追加オークションの場合：①×②×10%)	メインオークション	20XX年度 20XX年度 20XX年度 追加オークション	9,999 9,999 9,999 9,999	9,999,999 9,999,999 9,999,999 9,999,999 計 99,999,999(③+④+⑤+⑥)
オーケーション種別・対象実需給年度 ¹⁾	メインオークション約定単価[円/kW] ²⁾ (①)	差替を除く契約容量[kW] (②)	経済的ペナルティ金額[円] ³⁾ (メインオークションの場合：①×②×5%) (追加オークションの場合：①×②×10%)								
メインオークション	20XX年度 20XX年度 20XX年度 追加オークション	9,999 9,999 9,999 9,999	9,999,999 9,999,999 9,999,999 9,999,999 計 99,999,999(③+④+⑤+⑥)								
*1:供給力提供開始時期の変更により、供給曲線へ影響を及ぼしたオーケーションの種別および対象実需給年度 *2:供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW） *3:メインオークション約定単価に差替を除く契約容量を乗算して算出											

経済的ペナルティが科される場合ごとの変更契約書(補足情報)確認観点

経済的ペナルティが科される場合	該当箇所	確認観点
【市場退出】 • 約款第11条1項5号、6号、7号の事由により市場退出となった場合	• <市場退出の場合>における各項目	• 算定根拠を踏まえて正しく記載されているか
【供給力提供開始時期の変更】 • 供給力提供開始時期についてメインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合	• <供給力提供開始時期の遵守>における各項目	• 算定根拠を踏まえて正しく記載されているか

- 送付された本機関押印済みの変更契約書に記入・押印し、押印済みの変更契約書のうち、1部を下記窓口まで送付してください。

変更契約書(本紙)イメージ

変更契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（応札年度20XX年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、甲と乙との間で20XX年XX月XX日に締結した容量確保契約書（以下「原契約」という。）を変更することに關し、この変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。
なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

- 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び応札年度は、以下のとおりであることを確認する。

容量提供事業者	Sample(111111111111)
応札年度	20XX年度
契約期間	約款に記載のとおり
- 甲及び乙は、以下の日付をもって原契約を変更する。

変更契約開始日	20XX/XX/XX
---------	------------
- 甲及び乙は、以下の理由により原契約（容量確保契約書（本紙/別紙））を変更することに合意する。

変更理由	(例) 市場退出に伴い容量確保契約容量が変更されるため
------	--------------------------------
- 甲及び乙は、原契約（容量確保契約書（本紙））の変更前後情報を以下のとおりすることに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されている別紙のとおりとする。

要素	変更前	変更後
容量提供事業者名 (事業者コード)	Sample (111111111111)	Sample (111111111111)
容量確保契約容量[kW]	(例)200,000	(例)150,000
容量確保契約金額[円]	xxx,xxx,x	
- 甲及び乙は、変更契約に伴い発生する経済的ペナルティの金額は、乙の負担とする。また、毎月の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金の負担とする。

経済的ペナルティ[円]	
ペナルティ振込先	
- 乙は、前項の経済的ペナルティに関する、容量確保契約約款に記載する返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。
- 第6項及び第7項の規定は、甲が市場退出または供給力提供開始時刻の変更に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。

以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

xxxx 年 xx 月 xx 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

指定の箇所に事業者情報及び、記入日を記入し押印してください

押印済み変更契約書の送付先

〒100-6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキヨウサウスタワー7 階

電力広域的運営推進機関 長期脱炭素電源オークション契約関係窓口 宛

第1章 はじめに

- 1.1 本資料の説明内容
- 1.2 容量市場システムの利用について

第2章 参加登録・応札情報の確定

- 2.1 系統接続費および水素・アンモニアに関する支援制度の支援金額確定後の手続き
- 2.2 電源等情報の追加登録（条件付き合格電源の追加情報・書類提出手続き）

第3章 リクワイアメント・アセスメント

- 3.1 本資料で説明するリクワイアメント・アセスメント
- 3.2 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応
- 3.3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

第4章 容量確保契約の変更

- 4.1 容量確保契約の変更

第5章 補足情報

- 5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

5.1 本業務マニュアルに記載の業務に関するお問合せ連絡先

43

- 本業務マニュアルに記載の業務に関してお問合せがある場合は、下記の問合せページから容量市場FAQをご確認のうえ、問合せフォームにてご連絡ください。

[容量市場に関するお問合せ | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)

問合せページ

一 容量市場に関するお問合せ 一

容量市場に関するお問合せ連絡先をご案内します。
なお、恐れ入りますが、お問合せの前にFAQをご覧下さい。

容量市場 FAQ

現在、多くのお問合せをいたしております。
そのため、回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいたしておりますので、ご了承ください。

※事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問合せ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (898KB)

● お問合せフォーム

該当のお問合せフォームより、お問合せください。

メインオークション・追加オークションについてのお問合せ

長期脱炭素電源オークションについてのお問合せ

なお、脱炭素化ロードマップ、蓄電池に係る事業計画、応札価格の監視、他市場収益の監視に関するお問合せは以下の窓口にお問合せください。

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(脱炭素化ロードマップおよび蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ) メールアドレス：bzi-chouki-auction@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(応札価格の監視に関するお問合せ)：メールアドレス：bzi-ms-decarbonization@meti.go.jp
(他市場収益の監視に関するお問合せ)：メールアドレス：bzi-mp-decarbonization@meti.go.jp

お問合せの前に「容量市場FAQ」をご確認ください。

「長期脱炭素電源オークションについてのお問合せ」よりご連絡ください。

問合せフォーム

長期脱炭素電源オークションについてのお問合せ

以下のフォームに必要な項目を入力のうえ、送信ボタンをクリックしてください。

大項目（内容区分） 必須

「蓄電池に係る事業計画書」については、資源エネルギー庁
「他市場収益の渡付、応札価格」については、電力・ガス取引監視等委員会
までお問合せください。

—選択してください—

小項目（内容区分） 必須

大項目（内容区分）を選択してください

お問合せ内容 必須

1000文字以下

所属会社名(組織名) 必須

電話番号 必須

必須項目をご記入の上、
送信してください。

ファイルが選択されていません

ファイルを選択

*PDF / Word / Excel / PowerPointのドキュメントファイルのみアップロード可様です（10MB以内）

内容を送信